

主な論点について（案）

1. 基準の範囲・方向性について

- 「子ども・子育て新システムに関する基本制度」（平成 24 年 3 月 2 日少子化社会対策会議決定）に明示されている事項（職員の資格、員数、施設、開所日数・開所時間など）を踏まえ、基準として定める事項について、どのように考えるか。

2. 具体的な基準の内容について

（1）従うべき基準

- 職員の資格について、どのように考えるか。
- 職員の員数について、どのように考えるか。

（2）参酌すべき基準

- 必要な施設・設備について、どのように考えるか。
- 開所日数・開所時間について、どのように考えるか。
- その他の基準について、どのようなものが考えられるか。

3. その他の論点

- 放課後児童クラブの利用手続について、どのように考えるか。
- 児童福祉法の改正により、これまで「小学校に就学しているおおむね 10 歳未満の児童」とされていた対象児童が、「小学校に就学している児童」とされたが、事業の運用に当たり配慮すべき点について、どのように考えるか。
- 放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携した取組の実施に当たり配慮すべき点について、どのように考えるか。
- 児童館における放課後児童クラブの実施に当たり配慮すべき点について、どのように考えるか。
- その他の事項について、どのようなものが考えられるか。